

Title	真理の担い手・真理・解釈：真理論断章・一
Author(s)	藤澤, 賢一郎
Citation	年報人間科学. 1 P.98-P.112
Issue Date	1980
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/3756
DOI	10.18910/3756
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

真理の担い手・真理・解釈

——真理論断章・一

藤澤賢一郎

この小論で私はまず、真とか偽とかが何について言われるのかを、特定の候補的を絞って考察する。(この「何」を——汚ならしい日本語だがこれに代る適当な言葉が見出せない)——「真理の担い手」と呼ぼう。)次に真理の担い手として選ばれた言明が、なぜ真・偽以外の様々な評価を許容するのかを説明したい。最後にこの説明から引き出される帰結を明らかにしよう。

I

真理に関する多くの考え方・理論の中で、最も古くからありその影響が現代に迄及んでいるのは、アリストテレスのそれであろう。洞察の深さもさることながら、我々が日常的に「真理」・「真なる」・「は真」という語を使う時に漠然と考えていることがらを、明晰に定式化したからである。後になって真理の対応説或は合致説として解釈されるようになった彼の真理観は西欧哲学の支配的伝統を形成したが、同様に真理の担い手に関する次の定式も、模範解答と言う、

べき意義を得ている。

「真(というの)」は、結合されているものを肯定的に配分し、分離されているものを否定的に配分する(判断のことであり)、偽(というの)はこれとは正反対に配分する(判断のことであり)。……このように、偽とか真とかいうのは、たとえば善は真であるとか悪はただちに偽であるとかいうように、事物のうち存することではなく、ただ思想のうちにあることにすぎない。」⁽¹⁾

真理の担い手を判断もしくは命題と呼ばれるものに限ろうとするこの考え方は、真理論の主流をなしてきたし、今でも事情に変わりはなく、しかしもちろんこれが可能な真理観のすべてというわけではない。「真理」・「真なる」・「は真」という言葉は、学問の領域だけでなく生活実践のほとんどすべての場面で用いられる⁽²⁾。その語法に即するなら、事物や出来事・人物・行為のすべてが真理の担い手の候補たりうる。また西欧近世の哲学では特に観念について真・偽が口にされてきた。何が真理の担い手として選ばれるかに応じて、互いに全くタイプの異なる真理論が輩出する。或はこれらす

べての候補の考察を通じて、真理についての共通の了解をとり出し、統一的で全体的な真理の理論を構想するのも興味あることかもしれない。但しこれによって、真理の実質が揮発しなければの話であるが。

だから真理の担い手を判断とか命題に限ろうとするのは偏った見方である、と一応は言うことができる。行き届いた考察によって、判断もしくは命題について言われる真偽は派生的な意味でしかなく、我々が日常言ったり聞いたりすることについての真偽に、つまり知識の真偽に考察を限定することが不当であるとは思われない。

そしてその時には真理の担い手の候補として判断或は命題が登場するのは当然である。以下で私は考察をこの方向に限ろう。このことは事物や行為等々が真理の担い手とされる可能性を、頭から否定するものではない。

II

伝統的に真理の担い手とされてきた「命題」とか「判断」とかの語は、これを使う哲学者の間でもその意味について一致をみないし、日常言語でも多様な用法を持っている。哲学的な語法だけを見ても、「命題」は(1)誰によってどんな機会に使われたのかを捨象して考へられた平叙文、(2)文の意味(時によっては更に、抽象的存在者として自立化される)、(3)文を使って発言する時に話者が主張して

いること、信じていること、等のいみを持つている。「判断」はしばしば「命題」と同じいみで使われるが、これから区別される時には、(1)言葉として言表された命題に対応する心的現象、(2)命題に肯定を加えること、(3)根拠なしに使われた文としての命題に対し、根拠をもって主張された文、等々であると言われる。語のこうした多義性に加えて、「命題」や「判断」が特定のいみで使われる時の背景の考え方にまで疑いがかげられることもある。今日の(とりわけ、いわゆる分析哲学の系譜に属する)真理論では、こうした語を避け、代りに文、発言、言明が候補として挙げられる。

論理学的関心に導かれた、或は形式的意味論として構想された真理論では、平叙文(以下単に文と呼ぶ)が真理の担い手とされることが多い。技術的处理の観点からすれば文が最も便利である。もっとも文をそのまま真理の担い手にすると様々な不都合が生ずる。その意味だけで真理値が決まるような「分析的」文や、そうでなくとも「水は水素と酸素の化合物である」のように話者や使用機会に関係なく真理値が固定した文はたしかにある。けれども他方で、

「この戸が閉まっている」、「彼は彼女を愛した」のように、意味は一定であっても何についての文なのかはその使用機会に相対的な文も数多くある。また「東京は大阪の東にある」と「大阪は東京の西にある」のような同義的な文、「雪が降っている」と「Es schneit」のように同じ事実を異なる言語で述べた文は、一緒に取扱えれば便利である。

こうした事情が、非言語的な命題を真理の担い手として導入する動機になった。命題は文によって意味される何かであり、従って文の間で成り立つ論理的な関係もそのまま命題間で成り立つ。それは信念や疑惑の対象となることが出来る。話者が文を使って発言する時には、そこに唯一つの命題がある。しかし信念の対象となっていないか否かを問わず、また文が実際に使われているかどうかに関わりなく、命題はそれ自体で存立し、絶対的に真か偽かである⁽⁵⁾。こうして命題は真理の扱いに多大な簡便さをもたらすように見える。しかし正当にも指摘されているように⁽⁶⁾、命題の概念はいずれにしても曖昧さを免れ得ず、同定可能性に疑惑が残る上に、存在論的身分もいかがわしい。命題に課せられた仕事は命題なしでも果されるなら、その途を選ぶべきであろう。

そこで文を真理の担い手として採用する利点を生かし、かつ上述の面倒から解放されるべく、真理値が話者や使用機会に依存する文を、固定した真理値をもつ文へと書き換えようとの工夫がなされた。一つの典型がクワインの「永久文」である。それは、指示された対象を唯一的に同定しうる記述（固有名を含んでもかまわないが、指示語は含まない）からなる。「永久文とは、元々の話者が元の状況に於て彼の元の発言に代って、自分がしようとしていた企てを、彼が子見しうる限りで損うことなしに、発言しえたであろうような文であろう。」⁽⁷⁾ 算術の文や物理法則はそのまま永久文である。これ以外で真理値の固定しない文から永久文を作るには、名前や日付を補完し、動詞を無時制化すればよい。こうした永久文の意味を「命題」、

と呼んでもかまわない。しかし永久文があれば命題は不用であろう、というわけである。——この考案は、人為的な印象が否み難いにしても、真理の担い手を文に求める時に何が為さるべきかを明確にした、という点で有意義である。

他方、真理問題を形式的に取扱う利点に固執せず、発話行為の脈絡で言語・話者・世界の関係を考え抜こうとする方向に関心が寄せられる時には、真理の担い手は発言か言明に求められる。

発言は特定の人物が特定の機会に文を使用するという日付可能な出来事である。発言の場合には文に関して生じた難点はない。同じ文を使って異なることが主張されても、話者と機会が異なるというだけで、二つの発言として区別され、夫々が独立に真或は偽として記述可能だからである。

もっともこれはこれで——出来事について真偽を問う語用上の不自然さを度外視しても——別の難点が生ずる。発言が真であるとは、特定の話者が特定の機会にした発言が、その特定の機会に限つてのみ真である、ということである。しかし日常的な了解の中には、真理は誰によって何時、如何なる状況で語られようとも真であることには変わりない、という不変性と普遍性の要求が含まれている。永久文によってこの要求を満たすのでなければ、この真理了解に適合するものは発言に於て主張されていたことに求められねばならない。ある機会での甲の「雪が降っている」という発言が真として記述されるなら、その場に居合わせたAの“Es schneit”という発言も、

後になつての「あの時あそこで雪が降っていた」という甲の発言も、同様に真として記述される。この三つの発言に夫々の機会に於て同じ真理値が帰せられた所以のものは、その夫々に於て主張されていた同じもの（事態）であろう。そこで、事態を描出するもの、即ち言明が、それについて真偽の言われるものである、という考え方が出てくる。話者と機会⁽²⁾は発言の固有性を印づけるが、言明の固有性を印づけるわけではない。上の例で明らかのように、異なる話者が異なる機会に異なる文を用いて同じ言明を作ることが出来る。三つの発言が同じ言明を作っているのは、それらが同一の事態に關わっているからである。

「発言する」と「言明する」は日常的には明確に区別をされてゐるわけではない。両者を性格づけ相互に区別するには、オースティンの発語行為の分析モデルが適切だと思われる。——発言は意味を持つ文を音声化する行為 (locutionary act) である。それは意味を持つ。しかし話者は通例は、何かを言うことに於て同時に、発言とは異なる何かをしている (illocutionary act)。例えば「戸を閉めて下さい」、「明日来ます」といった文を発言することに於て、話者は聞き手に、依頼もしくは命令を、約束をしているのである。それは力を持つ。言明は、命令、約束、警告、勧告等々と同じ分析レベルに属する行為である。即ち、「雪が降っている」という文を発言することに於て、話者は、雪が降っている、と言明しているのである。もちろん意味をもつ文を発言することが常に命令、約束、言明等々をすることであるとは限らない。話者は発声練習の為に、或は文法

の説明の文例として、文を使うことも出来るからである。しかしこうした仕方ではなく、文が持ちうべき力に關与しながら文を使う時には、話者は発言に於て何かを含意している。話者が「明日来ます」と発言することに於て約束しているのであれば、彼はこの約束を実行する意思があることを含意している。この意思がないのに、「明日来ます」と約束するならば、話者は不誠実だとそしられるであろう。

「戸を閉めて下さい」と言うことに於て命令している時には、戸が閉められるか否かは話者にとってどうでもよいことではない。話者は自分の命令が適切であることを暗黙裡に要求しているのである。同様に「雪が降っている」と発言することに於て言明しているのであれば、話者は雪が降っていることを信じている。或は「本当か」と問われたなら、肯定することが出来る。「雪が降っている、しかし私はそれを信じていない」と言うことは冗談でないとしたら奇妙である。それ故話者は言明する時には、常に同時に自分の言明が真であると暗黙裡に要求しているのである。話者がこの要求を

正当に掲げうる為には、彼は自分の言明が真であると信ずる根拠を持たねばならない。真なる言明とは基礎づけられた言明であり、偽なる言明とは基礎づけが反駁された言明である。基礎づけも反駁もされぬものは言明ではない。——今後は以上のいみで「言明」という語を用いる。

言明の概念に対しても様々な嫌疑がかけられる。曰く、言明は同定できるのか、多くの発言から同一の言明をとり出し言語的に表現しうるのか、もし可能であるとしたら言明はそれを表現する文の意

味或は命題とどう異なるのか。—— 言明を同定するには発語行為をひき合いに出さねばならず、しかしまたそれで十分である。たしかに言明を同定する精確な条件を挙げるのは困難かもしれない。けれども我々は通例、二人の話者が同じことを言っている、と認知することが出来るし、またこの場合を一方が主張することを他方が否認する場合から区別しうる。言明内容を言語的に表現する為には文を使うことが不可避であるが、クワインの永久文が可能だとしたらこのことも可能である。その際言明と言明を表現すべき文の意味とを完全に区別することは常に可能かどうかについて疑問が残る⁽²³⁾。しかし自立化された命題と違って、言明はそれ自身で存在するのではなく、発語行為という具体的なもの故に在るのである。たしかにそれは多くの個別的出来事としての発言の間に共通に認められるものといういみで、一つの普遍であり抽象物である。が、このことを口実に言明を語ることを禁するなら、類や種を有意義に語ることにできない極端な唯名論に陥いるであろう。マッキーが述べているように⁽²⁴⁾、言明とは、言われたことについて我々がそもそも語る事が出来るようになる所以のものである。「君が言ったことは本当だ」とか「君は私と同じことを言っている」という類の日常的言い回しが空虚にならない為には、「言明」を導入することは不可避である。

文、文の意味、言明という可能的候補のうちどれを真理の担い手とすべきかについては、日常的な言語慣用が考察の手懸りを与えてくれる。我々は普通、「君が言ったことは本当だ」、「この文が述べて

いることは本当だ」と言うが、「この文は本当だ」とか「この文の意味は本当だ」とは言わない。算術的な文については「真」と言うことがあるが（但し「本当だ」とは言わないだろう）、その時でも「正しい」の方が日常的語法としては自然であるように見える。

更に、オースティンが指摘するように、言明は真か偽かという仕方では評価される以外に、誇張だ・精密すぎる・曖昧だ・露骨である・大雑把だ・どちらかという一般的な等々、また場合によっては、適切である・公正を欠く、という具合に様々な仕方では評価される。これらの形容詞はいずれも、発言中に使われた語と事態（或は存立する事態としての事実）との関係に触れており、その点で「真」・「偽」と同様であるように見える。まさしく真か偽かとしてしか評価できない言明は、我々が予想するよりもはるかに少ない。例えば、フランスは六角形である、という言明は真でも偽でもなく、まさに大雑把なのである⁽²⁵⁾。—— 他方我々は文についても、正確である・美しい（汚ない）・うまい（下手だ）・良い（悪い）・个性的である、と言うが、これらは文法との関係か、他の文の形（文体）との関係でなされる評価であり、真偽の評価とは明確に一線を画している。その相違はいわば評価の次元の相違であり、同じ次元に属するものの間の区別ではない。文の意味についても、曖昧・明確・不明である、と言われるが、これらの評価もやはり事態との関わりを問題にしてはいない。そして文と文の意味に対しては言明に対して用いられる多彩な評価語の大部分は使われ得ない。「フランスは六角形の形をしている」という文は大雑把な文ではありえないし、この文

の意味は誇張されたものではありえない。「君が言っていることは曖昧だ」と発言される時にも、発言の内容の曖昧さと、発言に使われた文の意味の曖昧さとを明確に区別することが可能である。

文、文の意味、言明の間に見られるこの相違は、さしあたりは日常的な言語慣用上の問題である。けれどもこの故に、然るべき人工言語を作るなら、こうした相違が解消できるのだと考えるなら筋違いである。問題になっている相違は、日本語（或は一部のヨーロッパ語）だけに特有な事実ではなく、恐らくは普遍的に認められることであろう。仮に人工言語によって区別をなくすことが出来ても、それはこの区別の意義を考えるには値しない、ということの理由にはならない（16）。

そこでこの相違を重視し、真理概念にふさわしい位置は何かという観点から選択肢を立てることが出来る。真理にきわ出った位置を与える伝統的慣習に固執するなら、不自然さには目をつむって永久文かその意味を真理の担い手にするのが好都合であろう。更に技術的処理の観点を加えれば、永久文の意味よりも単に永久文とした方が、余計な荷物を背負い込まずに済む。他方オースティンは言明を選ぶことによって、真理からその特権的身分を奪った。かの伝統的慣習は伝統的偏見に他ならない。真偽は言明を評価する様々な語と同じ部類に属する一対にすぎないのである、と。

しかし私はこの選択肢のいずれにも与することが出来ない。真理の担い手は言明である。その理由は、真偽が言明に関する他の評価と不可分の関係にあるからである。しかし真偽は他の評価と同じ部

類に属するわけではない。言明に対する関わり方が異なるからである。

III

総じて我々が何かについて言明する時、それは常に特定の解釈の下で為される。我々は物や出来事を、世界を、無前提的に或は虚心坦懐に、あらゆる可能的視点から眺めているわけではない。我々の関心に応じて現象との関わり方（観点）を定め、即ち現象を何かとして解釈し、その観点の下での現象の相について発言するのである。だから言明する時には話者は同時に、自分がどのような関心に基づいて如何なる仕方世界と関わっているのかを表明しているわけである。「同一のもの」がどの観点から（つまり何として解釈されて）記述されるのかに依じて、異なる言明が為される。例えばある状況で一緒に居合わせた数人の話者が、夫々次のような発言をする、と想像できよう。「雪が降っている」、「白いものが舞っている」、「何か落ちてきた」、「冬將軍のお出ました」、「今落ちてくるものは水の一種の結晶である」、「これは万有引力の法則を実証する一事例である」。これらの発言に於て作られる言明は夫々の解釈の下で真または偽である。しかし記述の外延が同じであっても、一方の言明の真は必ずしも他方の言明の真を含まない。だからこれらの言明に於て描出されている事態が異なるのである。事態のこの多様性は、話者と世界との関わりの多様性であり、話者の関心の多様性に相応する。

現象を何かとして解釈する時には、解釈にふさわしい記述の枠組が必要となる。ある観点をとるとは、物や出来事についての可能的記述の枠組を選択するとの謂である。またこの選択が適切に出来るということが、話者に言語能力が備わっているということである。

記述の枠組は、問題となつている観点から現象をどのような基準で、またどの程度まで細かく分節すべきなのかに対する解答を、語彙という形で含んでいる。しかし分節の基準や精度は必ずしも安定したものではない。むしろ一定の範囲内で流動的ですからある。多くの場合、分節の仕方は可能的選択肢として与えられ、話者の決定に委ねられる。如何なる選択をするのかはやはり話題とすべき事柄との関わり方の、従つて解釈の問題である。

言明は特定の解釈の下で（即ち一定の観点から、またその観点との相関で選ばれた分節の基準と精度に依じて）基礎づけられたり反駁されたりする。言い換えると、真偽は一定の解釈の下でなされた言明に対して、その同じ解釈の下で加えられる評価である。我々が「は本当（真）である」を使う状況にあつては、言明されたことがそう言われた通りにあるか否かに、我々の注意が集中される。このことは、ストローソンの鮮やかな分析が示しているように、「はい」、「その通り」といった相手の言つたことを肯定し、承認し、確証する行為で用いられる語の機能と「は真」のそれとの著しい類似性となつて現われている。これとは違つて、言明が誇張されている、大雑把である、一般的すぎる等々と評価される時には、言明を肯定するか否認するかとさしあたり独立に、解釈の適切性が問題と

なつてゐる。話者と聞き手との間には、言明の主題に関する解釈の仕方に差異があるのである。このように真偽と他の評価とは異なる部類に属するのである。だから両者は必ずしも排斥しあうものではない。例えば「君の言つてゐることは本当だが、一般的にすぎる」は日本語の文として自然である。

以上述べたことをいくつかの単純な例に即して確認しよう。

選ばれた記述の枠組が、言明のなされる観点に適切でない場合には、発言は奇異な印象を引き起こす。例えば、「どちらにお住いですか」と尋ねられて「北緯三五度〇分、東経一三五度四五分の地点に住んでいます」と答えるなら、聞き手は相手が真面目に発言しているとは思えないであろう。発言に使われた文は有意味であり、その言明は真か偽かでありうる。にも拘わらずそれは普通の状況では答の機能を果たし得ないのである。

言明に対して真偽以外の評価がなされる一つの場合をなすのが、観点と記述の枠組とのこうした不適合である。「風呂の湯加減をみて頂戴」と言われて、「四八・八度です」と答えるなら、その言明について真偽を言うことが可能であろうが、また時によつては精確すぎる、とかいささか的はずれである、と評価されよう。湯の温度に格別関心を寄せている人にとってならいざしらず、湯加減の記述は「熱い」・「ぬるい」・「丁度よい」等の語彙でなされるのが普通であり、これらの語を使うことによつて言明の目的は達せられるからである。

またこの不適合の故に真偽の評価が不能に見える時がある。「タコの足は八本である」と「タコの足は $\sqrt{64}$ 本である」は、同じ言明を作りうると思えられるかもしれない。けれども誰かが「タコの足の数は $\sqrt{2}$ より多い」と発言したらどうか。この発言がなされる時には我々は、「君の言っていることは本当だ」と応ずるよりも「君は動物の足の数について何と言うべきかを心得ていないのだ」と言いたくなるのではないか。ところが言語能力のある話者が、主題に対して明らかに不適切な記述を使い、しかも真面目に発言する場合がある。比喻表現を使う場合がそれである。そして比喻表現を含む文を使って言明がなされる時には、言語能力のある聞き手もまたその言明を文の文字通りの意味から理解して肯定したり否定したりはしない。例えば甲が乙について「彼は寄生虫だ」と発言することに於て、乙は寄生虫である、と言明しているわけではない。この文を使った言明はたしかに曖昧である、と評価されることがあろう。しかし真か偽かではない、ということにはならない。丙が「本当だ」と言うことは十分可能である。但し丙がそう言う時には、彼は甲の発言を然るべき解釈の下で理解し確証しているのである。国の形を言い表わすのに幾何学的図形を引き合いに出すのも同様の場合に於て、「フランスは六角形である」「イタリアは長靴型である」とか「日本は竜の落し子の形をしている」という文と同じく比喻表現と解すべきであろう。オースティンがこの文について「それは大雑把な記述である、真か偽かの記述ではない」と述べる時、彼はこの文を使つてなされる発言を額面通りに受けとっている。これは一つの解釈で

ある。そしてもちろん可能的解釈の一つにすぎない。その言明は然るべき解釈の下で真か偽かと問うことが出来るであろう。

主題が如何なる精度で記述されるべきかの解釈に関して、話者と聞き手との間に違いがある時にも、真偽以外の評価がなされる。

甲が「この鉛筆の長さは一〇センチだ」と言ったのに対し、乙が「大雑把だ」と評したり、或は鉛筆の長さを実際に測定して「間違いだ、九・九センチしかない」とか「大袈裟（誇張）だ」と言う場合を考えてみよう。甲は自分が誤っていた、と卒直に認めることももちろんあるだろう。がまた「私はそれ程細かく言うつもりはなかった」と弁明したり、「鉛筆の長さをミクロン単位で測るなら、君の言うことも間違いになるかもしれない」と反撃することもできる。同様に、この花は赤い、という甲の言明も状況によつては單純に真か偽かを言うことはできない。乙はやはり「大雑把だ」とか「間違いだ、赤ではなくて赤紫だ」と言うこともありうる。甲は自分の言明に固執するなら、「私はただか七つの語彙ですべての色を言い表わす記述方針を採っていたのだ」と抗弁するであろう。この二つの場合で甲と乙の争点は、この鉛筆の「実際の（真の）長さ、この花の「実際の」色は何かではなくて、むしろ如何なる精度の記述方式を用いるべきかである。甲の言明は、甲の解釈の下では大雑把ではないし、單純に真か偽かでありうる。

述語を如何なる基準で使用すべきかについて對話者の間で解釈が分かれている時も同様である。甲が、丙は背が高い、と言明したのに対し乙がそれを誇張だと評したとしよう。甲と乙が丙の背の高さ

について何らかの仕方を知っており、かつ二人共誠実に発言したと仮定するならば、問題となっているのは丙の背の高さと甲の言明との関係であるよりも、「背が高い」という語の使用基準に関してである。

乙は誇張の理由として「丙は西洋人と比較するなら普通かそれ以下である」と言うであろうし、甲は「私は丙が彼の世代の人としては背が高い、というつもりだった」、丙は日本人としては背が高い」という具合に自分の元の言明を基礎づけるからである。背の高さの基準として何をとるかに応じて甲の言明は、真であったり、誇張であったり、場合によっては偽であったりする。これはたしかに不都合ではある。が、対話者が常に同一の基準を持たねばならないと強制されるいわれはない。今の例は極めて些細であるが、次のような文を使ってなされる言明に関しては、事情は本質的に同じであるにも拘らず、評価の帰結は深刻である。「日本は日露戦争に勝利を収めた。」「アメリカ軍は日本を解放した。」「現代の世界経済のインフレの原因は、産油国の身勝手な石油値上げである。」戦争の勝利、解放が占領か、世界経済のインフレの原因を判定するのに必要な要素は著しく多い。これらの文を使ってなされる言明は、一連の推論もしくは特定の理論という解釈体系のもとで作られた、と考えるべきであろう。換言すればこうした文は、主題についての全体的な語りの中で、或はそれを背景として主張された時に初めて、基礎づけ可能な言明を作り得る。全体的な脈絡を捨象してそれだけでとり出されるなら、これらの言明は必然的に大雑把であり誇張されている。だから単純に真か偽かを言えない、というのはたしかに正しい。け

れどもそれは、小説の最後の一文を読んだだけではこの小説が面白いとか否かを単純には言えない、と主張するのと同様に空虚である。

他方、雪が降っている、彼は予定の列車に乗り遅れた、という類の言明に関しては単純に真偽を言うことができそうである。言明が単純に真か偽かであってそれ以外の評価を許容しない時には、その言明がその下で基礎づけられる可能的解釈が唯一つしかありえないということの意味する。そうした言明の典型が、「水は水素と酸素の化合物である、のような自然科学的真理である。この言明を単純に真と呼ぶのは、我々がこの言明を自然科学によって解釈している（或は自然科学を承認している、自然科学の権威を信頼している）からであり、正確すぎるとか誇張であると評価できないのは、これを解釈するものとしては自然科学しかない」と知っているからである。

可能的解釈が一つしかあり得ないのはどの種類の言明なのかを決定する一般的基準を与えるのは困難であろう。発言の主題となりうるものすべてが、その夫々に可能な解釈を唯一的に持っているというのであれば、文を真理の担い手とするのが好都合であるに違いない。しかしそれは望むべくもない。如何なる解釈の下で主張されているのかを一義的に読みとれるように文を作ることが常に可能であると仮定しても、聞き手にはその解釈に同意しない権利がある。聞き手は、この文が述べていることは私の解釈では誇張である、等々と評価することが許されているのである。けれども他方また、単純に真か偽かを言えない言明があるということは、真でも偽でもない

言明があるということではない。すべての言明は、夫々の然るべき解釈の下で真か偽かである。然るべき解釈とは、話者が「私はそれを信じていない」と付け加えることが出来ない時に、彼の言明がその下でなされている解釈であろう。それは——古風な言い方をすれば——言明の真偽の可能性の条件である。

IV

最後に、言明が解釈との相関で真であるとは如何なる意味かを、またそこから生ずる帰結を見ておこう。

いったい、言明が真であるとは、言明されたこと（事態）が言明された通りに在る、との謂である。事実とは存立する（或は実在する）事態である。言明が偽であるとは、事態が実在しないということであつて、偽なる事実がある、ということではない。もちろん実在性と真理とは異なる。前者は存在の様相であり、後者は言明について言われる。しかし「実在性」と「真理」とは、パーズが指摘しているように⁽²⁾、互いに独立に導入されることができないのである。ところで言明の真偽が解釈に相関的であるなら、実在もまた解釈から切り離して論ずるわけにはいかない。解釈を免れた自体的なもの、「なまの事実」「実在それ自体」といったものは構成物であろう。さていま、すべての色を七つの語彙で言い表わすという解釈の下で、甲の「この花は赤い」という発言が真なる言明を作つたとしよう。その時、「この花は青でも黄色でもない」と言つると、「この花

は赤紫でも茜でもない」とでは全く異なる意味を持つことになる。前者は真なる言明を作るが、仮定の解釈の下では後者は厳密には意味がない。この花は青か黄色でありえたかもしれないが、実際には（事実としては）赤である。しかしこの花の「実在的な」色が赤紫、茜色である可能性はアブリオリに排除されている。（もちろん我々は、「この花の赤紫もしくは茜色であることもできた」と言う。ただその時には我々は既に、仮定とは別の解釈の下に立っているのである。）この例では、赤・青・黄色等々は色の世界を分節する標準をなしている。「実在的な」色のあり方はこの標準と相関的である。つまり、この花の色は、それについての真なる言明がその下でなされる解釈の可能的標準の一事例として振る舞っている」ということが、
〈この花の色が実在的だ〉ということなのである。仮に「真理とは物と知性との一致である」という古典的な定式を援用するのが許されるなら、この一致（或は適合）は、知性への物の一致を基礎にしての物への知性の一致である。

このような言い方は、解釈によつて実在を裁こうとする観念論的倒錯である、と非難されるかもしれない。しかし反常識的であると理由でこの結論が拒否されるなら、そう見えるのは著しく単純な例を用いたからにすぎない、と答えよう。実のところ科学的認識の対象となりうるもののみが実在し、その実在の仕方は科学的認識（法則）の中で表現されている通りである、とする近代自然科学の認識論的要請は、問題になつてはいる考え方を言い換えたものに他ならない。科学的法則の真理性は、法則から演繹された観察可能な事態に

ついでに言明と、実験・観察から得られた観察言明との照合を通じて確証される。この照合に於て理論的言明と観察言明とが完全に一致することは通常ない。法則が検証される過程、つまり真偽未定の仮設として扱われる場面では、照合に於て基準もしくは尺度となるのは観察言明である。しかし一旦法則が真として確証されたならば、両者の地位は逆転する。今や法則は、それによって実在的な自然が分節されている標準を表わしている。自然は「それ自体」としては理論的言明に於て述べられた通りに存在するのであり、観察言明は自然の近似的な記述にすぎない。つまり観察言明と理論的言明との間のずれは、実在しないものを表わしている。それは誤差である。この誤差はだから観察や実験の実施の不完全性に、従つて主観的なものに帰せられねばならない。自然それ自体には誤り（偽）はないからである。

このことを今の例に読み換えると次のようになる。仮定の解釈の下で、この花は赤い、という甲の言明が真であるとすると、甲がこの花の色について赤の標準からのずれとして認知するであろうものは、この花自身には属していない。それは誤差にすぎない、と。他方、乙が甲の言明を「大雑把である」とか「赤ではなくて赤紫である」と非難する時には、このずれを「誤差」ではなく有意義な何かを表わすものとして認めている。（これはニュートンの体系では誤差として無視できるものがアインシュタインの体系ではそうでない、という事情と平行的である。）このずれを誤差として無視できないものになっているのは、この花の色に対し、或は場合によっては色

一般に対して乙が抱く関心であろう。甲と乙は各々の関心に応じて色の世界を分節しているのである。だから二人の間で争われているのは、この花の「実在的な」色は何であるかではなく、何でありうるのかなのである。二人の解釈が固定的であるとしたら、彼らは色に関して異なる世界に住んでいるわけである。もちろんこれは極度に単純化した、仮想上の議論にすぎない。この議論が少しでももつともらしきを持つのは、染色工や画家と通常の人との間についてである。甲が言語能力のある話者である限り、彼の語彙には乙がもつそれが含まれているし、従つて乙の主張を理解し、自分の解釈を撤回することも出来る。甲の解釈も乙の解釈も、その場限りのものであり得たろうし、更に一般に、話者は一方の解釈から他方へと柔軟に往来することがあるかもしれない。また甲が赤の標準からのずれを認知する時も、彼はそれを誤差であるとは決して言わないだろう。けれどもこのことによつて論点が失なわれるわけではない。甲がずれを認知しうるのは、彼がその花の色を適切に言い表わす言葉を持つているからである。言い換えれば、甲がずれを認知するであろう時には、それをずれとして認知するのではなく、既に何か特定の色として捉えているのであり、即ち別の解釈の下に立っているのである。

何が・如何に存在するかは解釈に、従つて我々の関心に相関的であることを示唆する些細な例をもう一つ挙げておく。「ごらん、雪が降っている」と甲が窓を指して言ったのに対し、乙が「何だ、そんなことか」と答えたとしよう。この時乙は、甲の言明を偽であると

したわけではない。しかしあるいみではやはり甲の言明を否定している。即ち、言明の価値を否定したのである。乙がそうしたのは、彼の関心に基づいてであろう。言明が偽であることと、言明の価値が否定されることは、それ自体としては異なるが、両者が生活連関に対して持つ意義は似ている。言明が偽である時には言明をされた事態は存立していない。つまり事実ではない。これに対して言明の価値が否定されることは、事実であるか否かが問われるのに先立って、事実でありえたであろうものが事実としてとりあげられない、ということである。これは日常生活に限らず、学問の領域でも見られる。カエサルはルビコン河を渡ったことは事実である。が、「カエサルは×年×日元老院でこっそり欠伸をした」は事実について述べた文ではない。カエサルは元老院で欠伸したか否かは、歴史学的関心の対象にはなりえないからである。しかしまたこのことは、この文が真なる言明を作るのに使われるような解釈が原理的にありえない、という含みを持つわけではない。

解釈は言明の真偽の可能性の条件であるから、解釈について真偽を問うことは出来ない。仮に解釈の真偽が云々されるとしたら、その意味は言明の真偽の意味とは異なる。解釈について言われるのは、適切か否か（それも大抵は言明がなされる目的・連関に対して）である。そうであるなら結局は真理の相対主義に陥るのではないか。たしかそうである。しかし無条件にはない。

真理が相対的であるのはあくまで解釈に対してであり、個々の話

者に対してでもなく、言明がなされるその都度の目的に対してでもない。解釈が然るべき記述の枠組の選択であり、従って言語行為である以上は、解釈の図式は間主観的に承認されているか、もしくは承認されうる。従って解釈に相対的な言明の真理もまた一定の普遍性を持つのである。

第二に、言明に真偽以外の評価がなされ、解釈の差異があることが話者と聞き手に自覚されるならば、彼らは主題に関して各々が暗黙裡に抱いている解釈を顕在化し、その適切性や優劣を議論することが出来る。その場合の可能的な判定基準としては、言明がなされる目的が、或は科学にあつてはより精密な記述、理論の包括性、単純性といった要請が挙げられよう。繰り返すように、これらは解釈の真理基準ではない。また適切さの絶対的基準でもないだろう。精密な記述という点からすれば、花の色に対して甲が採る解釈よりも乙のそのの方が、また例えばニュートンの体系よりもアインシュタインの体系が優れている。しかし日常的な物理現象の記述の為の理論の単純性としては評価は逆になる。——解釈の適切性についての議論は、我々の関心への反省であり、言語批判である。この議論によって、当の連関で採るべき解釈に関して合意が達成されるなら、改めて言明の真偽が問い直されたり、必要ならば新しい解釈の下で言明が作り直されることになろう。従って解釈と言明の普遍性を高めることが出来るわけである。もちろん合意が常に達成されうると想定するなら楽天的に過ぎると非難されよう。とりわけ解釈の対立が世界観的・イデオロギー的次元にまで関係する時には、関心を反

省すべき議論自体が関心によって方向づけられる。その時には議論は合意を目指す為というよりむしろ解釈の争いという様相を呈する。——解釈の適切性に関する議論が一般に如何なる構造をもちどのように経過するのかは、興味深い探究主題であるが、ここでは立ち入る余裕がない。

問題となつて見解は次のように非難されるかもしれない。何が如何に実在するのかが解釈には依存しない、実在のありようはそれ自体で規定されている、ただそれを完全に表現する言語装置が我々に欠けているだけなのだ、と。この反論は真理の対応説もしくはその認識論上の一翻案としての模写説を背景にした主張である、と解されるなら有意義である。しかし対応説は、多くの論者によって指摘されているように、原理的な困難をかかえている⁽⁵⁰⁾。これ以外に解するなら、それは反論にならないだけでなく、それ自体何も主張していない。この反論を承認すべきだとしたら我々は「実在するもの」について沈黙を守るのが、従つて真理を断念するのが最も安全であろう。けれども真理を断念することは実在を断念することである。

一般に、如何なる仕方でも語ることができない何かがある、と言ふことは無意味である。実在するものは何らかの仕方でも認識可能であり、従つて言語的に表現可能でなければならぬ。語り得ぬものは世界の中にはない(但し、世界の中に、である)。そして語るといふことは、特定の仕方でも世界を分節することであり、つまり解釈の下に立つということなのである。

もちろん我々の関心が変化したり拡大することによって既存の言語が不十分になるであろうことは考えられる。その時には我々は自らの言語能力を拡大するよう要求される。この要求に応えることは常に可能である⁽⁵¹⁾。「人間が自らに課するのは、いつも自分が解決できる」⁽⁵²⁾というマルクスの格言はここでも通用するのである。

真理が解釈に相対的である、といういみでの真理の相対主義は、許容可能な解釈を数多く持つ我々の日常生活の実情であり、我々が日常言語の中で動く限り不可避なことである。我々は、天動説が偽であると知つていても、太陽は東から昇り西に沈む、という言明までも偽であるとはしない。「我々の目には、太陽は東から昇り西に沈むように見える」と言わねばならないと強要するのは知性の強情といふべきであろう。解釈の多様性は我々の世界の豊かさの証しである。

解釈の絶対的いみでの適切性(或は解釈のあるいみでの「真理性」)を問おうとする問題設定の可否についてはここでは留保する。本稿では触れることのなかった真理基準の問題を視野に入れるなら、この問題設定についても展望が開かれるかもしれない。

註:

(1) *Metaphysica*, 1027 b21ff. 出隆訳による。但しカギ括弧は引用者が訳文につけたものである。また「事態」(*tychē*)は「事物」

に直した。

(2) これらの、またこれに類する言葉の多様な用法については、例えばホルノーの『真理の二重の顔』(西村、森田訳)第一章が、簡潔な見直しを与えてくれる。

(3) もっともその場合、真理の明証説の連関で語られる觀念が対立候補として残る(典型的にはスピノザのそれ)。この点については機会を後述する。

(4) Tarski, A : The semantic conception of truth, in *Semantics and the philosophy of language*, ed. by Linsky, p. 14; Quine, W. V. O. : *Philosophy of logic*, p. 14; *Word and object*, p. 208; Davidson, D. : True to the facts, in : *Journal of Philosophy*, vol. 66 (1969) pp. 755f. Kripke, S. : Outline of a theory of truth, in : *Journal of Philosophy*, vol. 72 (1975), p. 691n.
もちろん彼らは夫々の謂う文について様々な条件をつけている。

(5) この二つの命題を真理の担い手とする一例は、Ducasse, C. J. : Propositions, truth and the ultimate criterion of truth, in : *Philosophy and Phenomenological Research*, vol. iv (1943\44), p. 318ff.

(6) 例は、Ryle, G : Are there propositions?, in : *Collected Papers II*, pp. 12ff. Quine : *Philosophy of logic*, Chap. I, Thomson, J. F. : Truth-bearers and the trouble about propositions, in : *Journal of Philosophy*, vol. 56 (1969), pp. 737ff

(7) Quine : *Word and Object*, p. 208

(8) Austin, J. L. : Truth, in : *Philosophical Papers*, p. 119f, Strawson, P. F. : Truth (1950), in : *Logico-Linguistic Papers*,

p. 191f, Cartwright, R. : Propositions, in : *Analytical Philosophy, first series*, ed. by R. J. Butler, p. 103, Mackie, J. L. : *Truth, Probability and Paradox*, p. 19f, Habermas, J. : Wahrheitstheorien, in : *Wirklichkeit und Reflexion*, hrsg. v. H. Fahrenbach, S. 211f. もっとも「言明」という語の用法は彼らの間で一致してはいりわけではない。(そしてこれがオースティン・ストローソン論争の争点の一つであったことは周知の通りである。)

(9) 例は、Austin : *How To Do Things with Words* 146。

(10) オースティンは最初「言明を典型とする確信的発話行為」何かを言うことに於て何かを為すための遂行的発言との二元的対立を強調したが、locution — illocution — perlocution の分析モデルに至るに及んでこの対立を緩和し、「言明の illocutionary aspect」の詳細な説明を行なった。(How To Do, pp. 133ff) もっとも彼は私のような仕方では発言と言明を区別しているわけではない。彼によれば言明の真偽が問題になるのは(即ち「事実との対応」が問われるのは) locutionary aspect に於てである。私が言明を illocutionary aspect と関係づけるのは、言明に合意される真理要求こそが言明を性格づけるものだと考えたからである。

(11) 日常的には言明のこの基礎づけは、知覚体験の確実性を情報源の権威をひきあいにし出すだけで十分であろう。如何なる根拠或は理由に基づいて言明が真であるとされるかは、主要には真理基準の問題であり、ここには立ち入らな。

(12) カートライトは言明とそれを表現すべき文(完全文)の意味との区別に関して興味深い分析を行なっている。cf. Cartwright, op. cit. pp. 92ff

- (13) cf. Mackie ; op. cit., p.21
- (14) Austin ; *Philosophical Papers*, pp.129f, 250f, *How To Do*, p.142f.
- (15) cf. Cartwright ; op. cit., p.102.
- (16) cf. Strawson ; *Truth*, in: *Analysis*, vol. 9, (1949), pp.89ff.
- (17) Peirce, ch. S. ; *How To Make Our Ideas Clear*, in: *Collected Papers*, vol. V. parag. 407f ; *Truth*, vol. V.565ff. What Pragmatism Is, vol. V.432. cf. Habermas ; *Vorbereitende Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetenz*, in: *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*, S.123f ; *Wahrheitstheorien*, op. cit. s.216.
- (18) 科学的法則の真理性と色に関する言明の真理性とでは、検証手続或は基準が異なるから一律に論ずることは出来ない、と反論されるかもしれない。しかし私が問題にしているのは、ある言明が真とされた時にはそれは何を意味するのかなのである。
- (19) 十分よく似た二つの色が並べられている時に我々が両者を識別しうるにも拘わらず、その差異を表現しうる二つの言葉が見出せない、ということとはたしかに普通におこる。しかしその場合我々が二つの色を識別できたのは、それらが属する事物、或は位置する空間を区別しているからである。(この点については、佐藤徹郎、「心と物」、『哲学雑誌』(一九七七年)が説得力のある議論を展開している。)比較の対象が直接与えられていない時には我々は色を、言葉で言い表わせる程度にしか捉えていないのである。

(20) 例えば、岩崎武雄、「真理論」、岩波講座『哲学』第8巻、二九〇頁以下。同、『真理論—哲学体系第一部』八三頁以下。藤本隆

志、「真理と真美」、『理想』五三四号(一九七七年)、三六頁。
Habermas, *Wahrheitstheorien*, op. cit. S.215f, S.234ff.

(21) この点については、拙稿『語りえぬもの』——後期フイロテの知識学に於ける方法と真理』、『哲学』第二九号(一九七九年)参照。

(22) Marx, K. ; *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, Vorwort, *MEW*, Bd. 13, S.9.